

議案第 23 号

野田市水道事業の設置等に関する条例及び野田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市水道事業の設置等に関する条例及び野田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市水道事業の設置等に関する条例及び野田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(野田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 野田市水道事業の設置等に関する条例（昭和46年野田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(野田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 野田市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年野田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

参考資料

野田市水道事業の設置等に関する条例及び野田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市水道事業の設置等に関する条例 (昭和46年野田市条例第38号)

改 正 案	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>

○ 野田市下水道事業の設置等に関する条例 (令和元年野田市条例第26号)

改 正 案	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任を免除する場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任を免除する場合とする。</p>